

# 審 査 基 準

平成25年 2 月 8 日作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第107条の7第3項
処 分 の 概 要：	国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：	長崎県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第107条の7第1項及び第2項(国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第37条の8(国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10(国外運転免許証で運転できる 自動車等の指定)
審 査 基 準：	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であること から、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：	・ 警察本部交通部運転免許管理課～1日間（閉庁日を除く。） ・ 警察署(佐世保署、五島署、新上五島署、壱岐署、対馬南署、対馬北署) ～1日間（閉庁日を除く。)
申 請 先：	警察本部交通部運転免許管理課 警察署(佐世保署、五島署、新上五島署、壱岐署、対馬南署、対馬北署)
問 合 せ 先：	警察本部交通部運転免許管理課 警察署(佐世保署、五島署、新上五島署、壱岐署、対馬南署、対馬北署)
備 考：	